

秘

納本  
有新

地方に於ける協力工業の諸問題

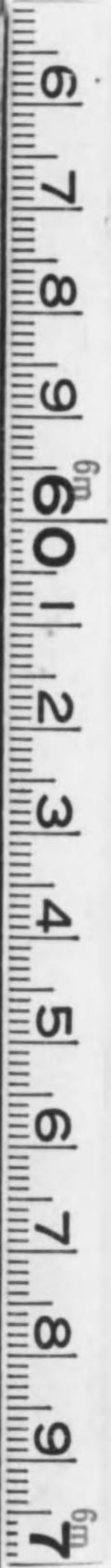
金澤商工會議所

特252

906

調査資料第二六號

昭和十八年五月



始



特252  
906

— は し が き —

現下米英との決戦下にあつてわれ／＼に課せられたる緊急なる要請は一に生産増強二に生産増強でなければならぬ。特に機械工業部門に於ける生産増強における役割は重且大であるが、しかも本邦産業構成の特殊事情について考へれば地方における中小工業の設備、技術、人的資源といふものを無視することの出来ない事情にある。こゝに機械工業部門における協力工場の整備、組織化の問題が重要視せられる所以である。いま石川縣下における機械工業界を通観するに、業者は人、資材等について相當の掣肘を受けながらもなほ且つ仕事に繁忙を呈してゐることは地方産業のために喜ぶべきこととはいひながら、しかも業者の胸中常に整備の問題があり、合理化の問題がある。かくて業者は期せずして統制工業の強化、協力工場の發展等につき關心を拂ひつつあるところであるが、ことに協力工場の問題をとり上げ大方の参考に資せんとするものである。幸ひこの問題につき盛り上げる力となり解決への一端となれば幸である。

### 協力工業問題の推移 (一)

協力工業とは従来いはれた下請工業のことである。昭和十六年十一月商工省機械局長通牒に「機械鐵鋼製品整備要綱による協力工業の整備に關する件」といふのがあつて、これまで使用されてゐた下請工業或は下請工場なる字句をかく協力工業、協力工場なる字句と改めたのである。

元來下請工場は親工場との結び付において始めて稱せられる言葉であるが、さうした親子關係の較々はつきりした存在として下請工場が認められて來たのは滿洲事變以後のことである。つまり日本が半戰時經濟體制の成熟ともにも中小工場は漸次大工場の「下請工場」化したもので、それまでは大體問屋制商人資本の下に原料、材料機械設備の供給を受けた形であつた。

然るにこの下請工業は時局の進展につれいよ／＼その重要性を増し昭和十五年十二月實施された機械鐵鋼製品工業整備要綱はこの問題を全面的に取上げその重要性を認識したがこれに依り自由に委せられた工場の親子關係が一應整備確立されたことは下請工業史として注目すべきものであらう。

即ちこの要綱の目的とするところは、時局産業機器工業及び國民生活用その他の機器、鐵鋼製品工業の総合的生産力の昂揚にあり、大工場の生産能力の全的發揮を行はしめる一方中小工場階層より技術的にまた能力上も卓越せる優秀工場を簡抜統合しこの兩者間の総合生産力を充分活用して限りある各種資材及び勞力、電力、燃料等の計畫的有效利用を圖る等の諸方策を實施するにあつた。かくて同要綱では

(一) 機器生産分野の劃定 (二) 下請制度の整備 (三) 企業形態の合理化 (四) 非能率工場の整理  
などといった具體的實踐といふ問題が與へられてるのである。そこで参考に要綱による (一) の下請制度の整備

なる項目を抜出して見るが之が大體今日の協力工業の根幹となつてゐる。

#### 下請工業の整備

中小工場中技術、設備能力比較的優秀なるものを可及的に下請工場として動員し親工場との間に定常的有機的關係を持續せしむるため下請工場指定制度を設けるとともに錯綜せる下請關係の整備をはかること。

(1) 民間發註工場（機械工聯及新業種別工聯傘下業者の工場その他之に準ずる工場を謂ふ以下同じ）に於て利用すべき下請工場の指定制度をとること。

註「その他之に準ずる工場」とは兵器關係工場、航空機關係工場、造船關係工場等

(2) 下請工場の民間發註工場への專屬化、製品の専門化を圖らしむること。

(3) 民間發註工場をして下請工場の經營改善、技術向上に關する指導、金融の援助等を爲さしむるとともに下請工場の事業繼續に對し協力せしむること。

(4) 下請工場への下請發註を確保するため民間發註工場に對し發註義務を課すること。

(5) 民間發註工場及び關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは下請工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上をはからしむること。

(6) 民間發註工場を中心とする下請工場の團體を組織せしめ下請工場の統制をはからしむること。

(7) 下請工場の連絡、整備等をはかるため全國を數個のブロックに分ちたる地方下請工業協會を設置すること。

(8) 陸海軍その他の發註官衙において直接利用する下請工業の整備については別に之を定むること。

なほ下請工場の範圍としては親工場において従來利用の經驗あるものは一應原則として全部指定すること、利用未經

験といへども技術設備能力上利用價值ある場合は道府縣廳その他の關係方面と連絡協力して企業合同等を實現せしめ指定することなどが擧げられてゐる。

指定後における親工場の下請發註は原則として指定工場以外へ發註出來ず若し發註せんとする場合は追加（臨時）指定等を以て行ふことになつたのである。

#### 地方統制工業

かくて下請工業はこゝに國家の新しき綜合生産力の要請といふ上にその生産増強的役割を擔ふことになつたが、これと並行して陸海軍及び鐵道、逓信各省關係發註官衙の直接利用する下請工場に對する整備工作は十六年二月六日商工省振興部長、機械局長名で通牒されてゐる、所謂集團利用工場、單獨利用工場等に區別されその統制方策を「地方統制工業」と呼稱して今日に至つてゐるのであるが本稿は此の統制工業問題に觸れずさし當り協力工場問題を取り上げて進めて行きたい。

#### 協力工業問題の推移 (II)

さて下請工業はかうして確立せられたが更に十六年六月には下請工場の第二次指定方針に關する通牒が發せられて可及的多數を指定するやう當局の獎勵があつた。

しかも時局はいよゝ／＼生産増強に迫らるゝとともに、一面限りある資材の有効能率的なる利用により優秀機械を作り出さねばならないといふ情勢下にあつて機械工業の再編成は速かに具體化されねばならぬ。

かくて十六年十一月二十七日下請工業の整備強化は一步進めて「機械鐵鋼製品工業整備要綱による協力工業の整備に

關する件」といふ通牒となつて現はれ、

下請工場の名稱は協力工場なる名稱に改められ、協力工場の指定手續を未だ了しない者については至急所要の手續を完了せしめること、且つ協力工業指定の實施に伴ひ協力工業の連絡、整備等を圖る目的で「地方協力工業協議會要綱」による「地方協力工業協議會」の設置を見るに至つた。

〔例〕北陸地區——新潟、富山、石川、福井縣幹事、縣、新潟縣

この地方協力工業協議會は關係官廳の諮問に應じて

一、協力工業の註文配分調整に關する件

二、協力工業の連絡統制に關する件

三、協力工業の整備確立に關する件

等の事項につき調査審議するものでその運用方針としては、左の如く具體的事項がとり上げられてゐる。

- (1) 協力工業に關する發受註の地域的配分の調整に關する事項
- (2) 民間發註工場の協力工場の利用率の協定に關する事項
- (3) 民間發註工場を中心とする協力工場の組織化に關する事項
- (4) 協力工場の民間發註工場への專屬化、製品の専門化に關する事項
- (5) 協力工業の經營の合理化、技術の向上に關する事項
- (6) 協力工場に對する金融援助に關する事項
- (7) 協力工場に對する資材配給方法の改善に關する事項
- (8) 協力工場に協力すべき工場（所謂第二次以下の下請工場）の整備に關する事項等が擧げられて居る。

かうして協力工業が一つの組織として取上げられる一方において機械工業界の再編成はいよ／＼その組織面からは舊機械工聯、舊新業種別工聯は産業機械、電気機械、精密機械、車輛、自動車等の五統制會に代り、（造船統制會は逕信省所管）舊日工聯は機械局關係は日本機械器具工聯に、鐵鋼局關係は鐵鋼聯を改稱從來の品種別工組又は工聯は日本機械器具工聯に所屬道府縣工聯も同様日本機械器具工聯の所屬となつたのである。協力工業はそこで此の機械工聯、新業種別工聯の解散により十七年六月廿九日附商工省機械局長、企業局長連名通牒で協力工場を指すべき民間發註工場は差當り機械各統制會々員及造船統制會々員並に之に準ずる工場とし將來品種別工聯又は工組傘下の工場にも範圍を擴張することになつた。

### 協力工業と中小機械工業者

今日民間機械工場の型を五つに分つことが出来ると思ふ。

第一は各種統制會員たる資格のある工場であり、第二は品種別の工業組會員たることである。

第三は兵器工場、航空機關係工場といふ風に軍監理工場等であり、第四は陸軍の造兵廠とか海軍の工廠の下請を行つて軍需品を作る統制工業であり、第五は協力工業、第六は以上四つ以外の機械を作る機械業者である。

工業家の希望するところは、統制會員それに軍許可工場なれば一層力強いが兎に角統制會員たることであるが、之らは一定の設備技術を有する工場のみをその會員とするものでありこの種類の機械については統制會員以外の工場は之を作ることを許されなくなつたのであるが、中小工業家が今すぐその會員になることは一寸至難で、また第二の品種別の組合についても一定の資格を有する工場のみを以てしてあり、組會員以外の工場は之を作ることが出来ない仕組である。

第三の兵器工場、航空機關係工場は現下重要工場であり、思ひ付や何かでおいそれとなれるものではない。

また第四の統制工業にしても、これから専門化し又統制工業の利用度多き工場が生産性の昂揚のためにも、より多く選定されるといふことになる傾向にある。そこで工業家の残された仕事は國民生活用機器としての府縣工聯傘下の各組合員としての夫々の仕事であるが、これらはどうしても、親工場的に見らるゝが何れにしても今後の傾向は生活必需品向資材は一層窮屈化するのである。

しかも國民生活用機器のうち特に重要なもので且生産上相當高度の技術を要するものについては敍上の品種別工業組合を結成せしめて一般雜機械と別箇の指導方針をとつて來てゐるのであるが今後の措置については計畫生産的であり、所謂機械計畫生産によつて割當られるといふ風になつて行くから自由な仕事として残される。特に組合から來る當然の原材料は別としても何處からか這入つて來てそれを相當の工賃をとつてやるといふ所謂儲ける仕事は理念からいつても實際の經營上から見ても不安定なものとなる、否原料、資材、勞務その他から行詰つて仕舞ふのは當然と見られる。

そこで工業家の進路として進むべき途は技術を飛躍的に向上せしめる外企業合同なりしてその規模を大きくし計畫生産を可能ならしめ、而して統制會員等それ〴〵の目標へ進むより他ないが、しかしこれも却々いふべくして行はれない。かくて現在の設備等を中心として國家の要請に應へる方法は民間の筋道の通つた親工場へ手傳ひする協力工場であり、これが中小機械工業者の残された隘路突破ともなることが分るのである。

ところが協力工場へ發註する親工場はどうかといふと大工場の設備の擴充も行はれるが、工場の建設は相當の日數を要するばかりでなく新に工場の設備を擴充する前に現在の設備能力を出來る限り活用することを必要としてゐる。かくして、中小工場はいまやこれら大工場とがつちり手を結ぶ時が來たのである。

況んや今日は中小工業は整理に非らず、之を活用することが生産増強の上に最も有用であるといふのが、今日の定説である。

最早中小機械工業は整理の對照となるのではない。

綜合生産力發揮の一環としてその重要性を認識したのである。

しかもかゝる中小工場の重要性は之に活を入れるのでなければ死物に等しきことを知らねばならない。

これにつき一例を挙げやう、左は「戰時機械行政」(二六五頁)の一文である。

(前略)

だが計畫的動員態勢に轉換すべき段階に於て我國機械工業界はこれに應じ得ない企業態勢にあつたのである。即ち支那事變を契機とする機械生産力の増大は時局關係重要機器の増産を見てゐるとしても、それは大資本と優秀技術を持つ有力企業の發展による増産率よりも中小工場の無計畫的簇生の結果として現はれた増産率が大であり、謂ゆる非標準型機械生産形態によつて増大された生産膨脹と見てよいのである。即ち昭和十一年の機械總生産額は十七億千六百萬圓のうち十一億四千八百萬圓(六七%)が大工場の生産で、一億三千四百萬圓(八%)が中工場残りの四億三千三百萬圓(二五%)が小工場の生産となつてゐる。昭和十三年度は大工場が二十五億五千八百萬圓(六七%)、中工場が三億二百萬圓(九%)、小工場は九億六千百萬圓(二四%)となつてをり特に大工場の従業員千名以上の工場の生産増加率は目覺ましく總體の四割六分を占めてゐる。

かゝる生産比率に相反して昭和十三年度における工場數は總數一萬七千五百七十工場そのうち大工場數は四百七十七工場(三%)で中工場は四百五十三工場(二%)、小工場數は一萬六千六百四十三工場(九五%)をしめその生産額は中小工場合して全體の生産額の半分にしか達してゐないことを見ても如何に我國機械工業界が計畫生産への發展期にあつて謂ゆる下請工場の非計畫的發達によつて構成される脆弱性を持つてゐたことが窺知されるであらう。(中略)

茲において政府は昭和十五年十二月機械鐵鋼製品工業整備要綱を發表實施して所謂中小機械工業の維持育成方策を撤

回し整理統合による有効動員へと反轉して高度國防國家の建設を圖る一方(下略)

かうした中小工場のあり方では所謂烏合の集ひに等しい。

協力工場の強化化によつて中小工場を是非居なければならぬ必要分子とせしめるのである。まして實際大阪府で調査したによると(十七年末)

一、これら中小工場の多くが重要な下請の仕事を行つて居りその原材料資材等も大部分は軍或は親工場から貰つてゐる。

二、材料入手難との豫想に反し相當忙しく仕事を行つてゐるといふことから大多数の中小工場が適度な役割の一環を果しつゝあることを確信づけられたといふのであるからこれに一つの筋金協力工場化を圖ることによつて組織づけ生産性の昂揚が期せられることが分るのである。

### 大阪に於ける協力工場問題

金澤商工會議所調査課と共に大阪を中心とする協力工場の問題を調査して参りましたが本日の理事會(縣工聯)に調査の一端を御報告出來ますのを喜んでゐる次第であります。

先づ私は府廳に行き協力工場を主としてやつてゐる大阪府商工第一課長吉岡千代三氏協力工場専任の福定事務官にお話を聞いたのであります。先づ課へ這入つてすぐと氣がついたので流石工業大都市だけにこの商工第一課は重工業關係中心であり燃料、資源回收、金屬製品、機械製作、協力工場、統制工業、造船、生産増強の各係がありこの縣に馴染深い統制工業係でも事務官を係長とし

一、地方統制工業に關する事項

二、軍需下請幹旋に關する事項

三、企業合同、統制工業組合に對する事項

四、統制工業に對する技術指導

五、軍需下請製品検査

の部門に分ちこの室のみでも検査員を主として二・三十人居たやうであります。それで協力工業の方も大きく協力工業係と貼紙がしてあるのですぐ分りました。早速聞いて見たのですが、それによると

機械工業の再編成が重點主義と相俟つて急速に進められてゐる際、大阪府下の中小機械工場が如何なるかたちであるかといふところから大正區等を中心に十七年の暮調査したのであるが、その結果第一にこれら中小工場の多くが軍或は民間重要工場の下請の仕事を行つてをりその原材料資材等も大部分親工場から貰つてやつてゐる。第二に中小工場は資材の入手難等によつて困難なる事情でないかと考へてゐたところ大多数の工場においては相當忙しく下請の仕事をやつてゐることが分つた。かくてこの二つの結果から大多数の中小工場では既に時局の進みつゝある方向をはつきりと認識し軍或は民間重要工場の協力工場として國の要請するみに進んでゐることを知つたが、それではこのまま放任して置いてよいかといふことであつたのでした。そこで府では考究の結果

その第一は未だ進むべき途に迷つてゐるからこの際、中小工場を積極的に協力工場として動員せねばならぬことに一致した。殊に未だく相當の技術、能力を持つ工場が進むべき方途に困惑し資材の入手難に悩んでゐるものもあるから、これらの工場を夫々適當な親工場と結び付けることによつてその能力を出來る限り活用することが先づ第一に必要な仕事であり、第二に親工場と協力工場との關係及協力工場自體の内容を調べ眞に親工場の分工場として恥かしからざる實質を具備させるやう之を仕上げて行くといふのが大阪府の指導方針でありました。

一口にいへば整備はやつてゐるが全面的には悪いとは見えぬさういふのを集めて親工場を持たしたり、親の能率を上げて行くといふ見地から幹旋する、結局戦力増強といふわけであります。なほ府の語るところでは大阪府では、かうした協力工場に積極性を示したのは、昨年政府の指示で近畿各府縣の世話役としてこの問題につき色々調査を進めて来たのであるが、その結果、協力工場に十分の確信を得るに至つたので商工省とも打合せの上協力工場係といふ専門的な係を設け指導したのであるといふのであります。大阪府では右につき協力工業強化方策実施要綱を設け次の様な方針を簡明してゐます。

機械工業における再編成の進展に伴ひ中小機械工場を重要工場の協力工場として之と有機的に連繫せしむることに依り重要工場に殺倒せる受託の消化を圖るとともに兩者の連携を調整強化し以て現有設備の高度の利用による総合的生産力の増強を期し合せて再編成の円滑なる遂行に資せんとす。

さて府では親工場（發註工場）子工場（協力工場）の幹旋のためその機關として「大阪府協力工業協力會」を擴充し（一）府下發註工場の全部（約五百）を之に加入せしめると共にその陣容を整備し、主として發註工場側に對する幹旋事務に協力せしめる（二）大阪府工聯及傘下工業組合をして中小工場側に對する幹旋事務に協力せしむることゝしました。

#### △幹旋方法

その次は幹旋の方法であります。

1. 發註工場にして協力工場の幹旋を求むる工場は協力會より「協力工場幹旋申込表（乙）の交付を受け之に協力工場に關する希望事項（例へば所在地、工員數、設備、製作技術等）を記入し協力會又は直接に府に提出するのであります。これは親工場の側ですが一方中小工場で協力工場たらんと希望する工場は所屬工組より「協力工業幹旋申込表の甲」の

交付を受け之に自工場の概要及發註工場に關する希望事項等を記入し所屬工組、又は直接府に提出する。

しかししてこの申込表を受つた協力會又は工業組合は申込書を分類整理し一括して府に提出するのであります。かくて府は甲乙兩表を對照し協力會と協議の上、適當と認められる發註工場に甲表つまり協力工場たらんとする希望工場の申込表を提出するのであります。發註工場はこの申込表により適當と認められる工場を選定し工場主を招致し細部を協議し利用の可否を決定することになります。發註工場で當該工場を協力工場として利用すべきことを決定したるときは當該工場と連名の upper 府に報告するのであります。かうして協力工場をより多く育て上げようとして先づ幹旋期間を第一次第二次となし第一次を二月十五日から三月十五日までとしました。

しかししてこのため懇談その他を夫々開催しラヂオ放送まで府ではやつたのであります。

次は發註工場に對しては外註課等の協力工場に對する發註業務を専門に取扱ふ部課を設置勸奨したのであります。

また親子關係の強力化のため發註工場別工業協議會を設置せしめ親工場にしてこの協議會未設置のものは速かに設置させて、色々相談し合つて貰ふことにしました。

それから副資材ですが協力工場に對する副資材の配給品目及數量を充實・漸次發註工場を通じて配給する。を原則とする様措置するのであります。

次に協力工場の整備強化については發註工場側の協力に期待するの外、府の「會社事業設備、設置費補助」等の運用により極力之を促進せしめてゐます。府ではそのため五十萬圓を計上し、既に一會社に對して移轉費・古工場の買収費など最高八萬圓を出して居るのであります。

#### ◇申込の結果

さて二月十五日から三月十五日までを第一次申込期間とした結果



親工場の申込数	六〇〇	内譯すると	
切削工場	三九〇	板金加工	三九
銻接	三五	處の他	三五
鍍金	三五	その他	九〇

一億圓	一工場	千萬圓	五工場
五千萬圓	一工場	五百萬圓	三工場
三千萬圓	三工場	百萬圓	二八工場
二千萬圓	二工場	五十萬圓	二二工場
		二十萬圓	二〇工場
		二十萬圓以内	三五工場

となりす。これによりますと、千萬圓以上の工場は十二ありますがそれ以内は一〇八あります。殊に百萬圓以内となればなる程申込数の多いところを御注意願ひます。

切削	五八〇	銻接	六一
板金加工	三九一	處理	二二
鑄造その他	一〇〇		

諸合一、一五四となつてゐます。之を工場人員別にすれば

百人以上	四
七十人	三三
六十人	三
五十人	三
四十人	一〇
三十人	三三
二十人	七八
十人	一七三
五人	三三三
五人以下	三七一

府では先刻話しましたやうに、之の表を作り申込の親工場に手渡して選定させ具體的に斡旋中でありました。なほ現在の協力工場は切削は一人の親、處理、銻接等は二・三種以上であるようです。大阪府では孫の扱はそのやうでよいことにしてゐます。孫同志で合同して格を上げたかどうかといふ意見が多いのでした。さて之に對する一般の意見であります。

私は湊の旭鐵工場で、此處は協力工場で軍監理工場の下請をしてゐるのでありまして旋盤も五十臺以上あり大きい工

場ですがその主人に聞きました。

府の仕方は机の上はよいが事實はどちらも無理でないが、事變以來既に六年その間整備強化するものはどしどし整備して仕舞つたのである。だから整備からとり残されたものは資材が来なくなつたらなつたでよいでないか設備營團で買つてくれる、かう考へてゐたのが協力工場で浮び上るといふのであるから何だか助かつた氣持がする、中には眞面目に企業合同をやらうとして進行中この話を聞いて合同する用はないといふのでハタと合同談が止まつて仕舞ふ、こんな具合である。

といふわけで大阪府の協力工場積極策を批評してゐたやうでしたが、それについて府の意見を聞きますと「實はさういふ協力工場を業に考へてゐるものもあつたが、協力工場は決して工業者を救済するものでなく整備は整備、これは何處までもやつて行かねばならぬことはいふまでも無いのである。」といふ言ひ方でありました。しかし大阪府工聯で聞いたのですが、一つの縣工聯合下組合のみでも千名、千五百名とあるのだからこれを一々協力工場に世話するといふのは大變なことだといふのです。

しかし何れにしても府の協力工場の熱心ぶりは相當のものだと感じました。なほ大阪製鐵造機などでは現有設備機械臺數二十臺、工員數四十人以上を自家協力工場の標準として居るのですが、事實現在利用工場はこれ以下の規模のものも多數占めてゐるからそれらは當分屬工場として育成してその價値ある工場は資本的に援助し現工場の延長として標準に達する様育成することといふ風でとに角現在の利用程度は低くとも近き將來專屬化の可能性ある工場は之を協力工場化せしめる方針であるといふわけです。しかししてこの工場の材料部長の意見では協力工場の銜衝範圍はあくまで生産増強の立場より考察されねばならない。この意味で十五年十二月の整備要綱による協力工場の下請の定義は「一般性なき部分品の製作」云々では範圍が狭い、だから右以外に一般性の加工工事例へば鍍金加工、熱處理、ギョルト、リベット製

作なども協力工場の下請と見ることが妥當であるといふことであります。次に親工場が協力工場に對して發註限度に保證せしめる様との商工省の意見でありますがこの點を最初から規定づけられる親工場としては責任の重大性を痛感し協力工業の發達を消極的ならしめる欠點あり、この時期によりて協議弾力性を持たしめるやう望んでゐました。(S生)

#### ◇石川縣下の協力工場問題

石川縣下の協力工場は大體六十有餘と見られるが、現在ほもつと數が増してゐるかも知れない、現工場は小松製作所、不二越鋼材、津上安宅製作所、北陸航空機械工業會社三社工場、津田駒工業、石川製作所、その他幾つかあり要綱によつて石川縣協力工業協會が設立され小松製作所協力工場たる小松機械工作所の伊藤繁之氏がその代表者となつて北陸地方協力工業協議會の世話をしてゐる、大體協力工場の一般問題としては全國的に見てもさうであるが次の如き難點がある。

即ち

- 一、發註工場と協力工場との關係は自由主義的關係に置かれ凡て「物」の購買面から見られてゐること
- 二、従來の親工場に對する小工場關係は金錢本位であり従つて技術面において指導等に欠くる点あること
- 三、協力工場の組織において従來は單に購買の面としてのみ考へられてゐるのでその面に携はるものは事務的關係者であり技術者は無關係であることも一面において契約上困難な點も生ずること
- 四、協力工場を親工場なみに扱はれぬので資材その他で不安定であるといふ様な點があること
- 五、大工場例における協力工場利用への積極的熱意の欠くること、例へば東京の大工場がその周圍に有力なる協力工場が存在してゐるに拘らず、大阪の工場に發註するを常例とすることで徒らに親工場と下請工場との連絡を地域的

にも複雑交錯せしめてゐること

かくて石川縣下の協力工場問題について取上げてもこれらの一般的な協力工場問題は同様存在してゐるのである。

かくて三月下旬新潟で開かれた北陸地方協力工業協議會でもこれらの問題が議せられ協議の結果「發註工場及び協力工場との事業調査に關する件」については

- 一、發註工場間の連絡機關を設置すること
- 二、發註工場と協力との連絡機關を設置すること
- 三、電力、勞力、その他物資の配給等は親工場と同様の扱をなすこと
- 四、副資材配給の圓滑化
- 五、協力工場の運営

等の五項目につき善處方を決議したのであるがこのうち一、二項は別項の大阪府下の協力工場育成方針において行つてをり三項はこの協議會の幹事縣たる新潟縣より商工省へ上申してゐる。

要は

- 一、親工場と協力工場は單なる自由主義的關係とすることなく現工場は協力工場に對して計畫性を附與し分工場化すること別言すれば現工場が必要とするものを科せるやうに協力工場を培養せしめる
- 二、技術指導にあつても材料、計畫、指圖書(指導票)をつけて子工場に交附明示する。別言せば親が目を通して行くといふこともいはれ結局商人根性をお互ひが捨て仕舞ふところまで今日の生産性昂揚の重大性と關連して行かなければならないのである、なほ各府縣に於ける協力工場の強化は獨り大阪府のみならず愛知、兵庫その他の縣においても非常に熱心であるところに石川縣もこの點積極性が望まれるのである。最後に日工聯、日本經濟聯盟、日商等も

案を出して協力工場の確立を期してゐる、即ち中小機械工場は整理問題から飛躍して生産増強といふ觀點から重要視され中小工場に活を入れるといふところに多大なる關心が拂はれつつあるのが現状である。

436  
18

昭和十八年五月五日印刷  
昭和十八年五月十日發行

編輯者 宮田治三郎  
金澤市水溜町十一番地

印刷者 高橋覺吉  
金澤市高岡町九〇

印刷所 明治印刷株式會社  
金澤市高岡町九〇

發行所 金澤商工會議所  
金澤市西町一番丁十八番地

石川縣特水第 號

終

